

シリーズ/ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

「あなたの事件も録画されています！」 ～9月6日付警察庁発表と8月6日付最高検依命通達を受けて～

1 警察庁「取調べの録音・録画実施状況について」の発表

警察庁は、今年9月6日、「取調べの録音・録画実施状況について」と題して、2008年9月から本年7月までの警察における取調べの録画・録音の実施状況を発表した。

これによれば、裁判員対象事件については、平成20年9月から取調べの一部録画・録音が行われていたが、警察庁が試行指針を改正し、裁判員裁判について試行を開始した本年4月1日以降、録画件数は増大していることが伺える（平成24年4月から同年7月までの4ヶ月間で、合計801件、1051回に及ぶ録画・録音がなされている）。また、知的障がい等を有する被疑者に係る取調べの録音・録画試行についても、試行指針が改正された平成24年5月以降、同年7月までの3ヶ月間で、合計264件、425回に及ぶ録画・録音がなされている。

特に注視すべきなのは、裁判員対象事件において、送致前の段階で録画がなされている件数が、全体の42パーセントに及んでいる点である。すなわち、

警察段階での弁解録取書作成の場面等で、既に録画・録音がなされている割合が高い。弁護人としては、早期の段階で、被疑者に対して、取調べが録画される可能性があること、及びその場合の対応等について、的確なアドバイスを行う必要がより高まっているのである。

但し、事件1件における録画・録音時間は、平均20分程度となっており、「全過程」の録画にはほど遠いことも指摘される。

2 最高検依命通達「被疑者取調べの録画・録音の試行について」

最高検は、8月6日付で、「被疑者取調べの録画・録音の試行について」と題する依命通達を発表した。

既に本紙8月号の本項において報告したとおり、最高検は被疑者取調べの録画・録音の試行についての検証結果をまとめ、公表している（平成24年7月4日付）。

これによれば、平成23年4月から平成24年4月までの1年間の特別捜査部・特別刑事部におけ

る被疑者取調べのうち、91件（うち39件については、弁解録取手続を含む逮捕直後から事件の処理に至るまでの間に行われた取調べの全過程）、同じく平成23年4月から平成24年4月までの間に実施された知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の取調べのうち540件（うち全過程194件）、そして、平成23年9月から平成24年4月の裁判員裁判対象事件の取調べのうち、1906件（うち全過程399件）について、取調べの録画・録音の試行が行われている。

そして今般、上記依命通達により、更に試行拡大を行うことが発表された（9月1日から）。

この中で注意すべきなのは、当該試行は、原則として、取調べの入室時から録画を開始するとされていることである。録画される際には、身体拘束された被疑者は、取調室に入ったところから録画がなされ、録画された状況の中で被疑者に対し録画についての説明がなされる。**ここで被疑者が録画を拒否した場合でも、検察官は、裁量により録画を続けることができるとされている。**録画は、被疑者が取調室を退室するまで続けられる。

この試行対象は、特別捜査部・特別刑事部が扱う事件、知的障がいを有する被疑者で、言語によるコミュニケーション能力に問題がある者、または取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者に係る事件、そして、裁判員対象事件（いずれも被疑者が身体拘束されている事件に限る）とされている。

すなわち、これらの事件では、上記のとおり取調べ当初から全過程が録画・録音される可能性が高いのである。

3 弁護人の対応 (自分の事件が録画される可能性があることを認識する必要性)

雑ぱくにまとめれば、上記各措置により、今後、特に裁判員対象事件等においては、送致前の警察段階で録画・録音がなされている可能性があると共に、検察庁での取調べでも全過程が録画される可能性が高い。

ところで、被疑者にとっては（特に初犯の人にとっては）取調べで録画がなされたかどうかは、それ程の関心事ではない可能性がある。すなわち、弁護人から尋ねられなければ、積極的に録画されたことを弁護人に報告しない可能性がある。このような被疑者に対して、これまでの取調べで録画されていたかどうかを尋ねることは、弁護人として第一の義務となる。

また、初回接見において、今後の取調べが録画される可能性があることを被疑者にしっかり説明しなければならない。そして、その取調べにどう対応するか（黙秘するのか、積極的に供述するのか等）について、綿密に被疑者と打ち合わせをしておかなければならない。

このように、弁護人は今後、拡充していく取調べの録画・録音の試行への対応を、迅速かつ適切に行わなければならない責務を負う。起訴後、類型証拠開示を受けて初めて、取調べ過程が録画されていたことに気づくなどの失態は、招いてはならない。

それは、最早弁護過誤ともいえる。

録画・録音の試行拡大に伴い、弁護人の負う責務も、より重要性を増している。

今、受任している事件でさえ、取調べが録画・録音されている可能性があることを、十分に認識して、取り組むべきである。